

第5回 神奈川県立図書館・公文書館共同展示 鎌倉再発見

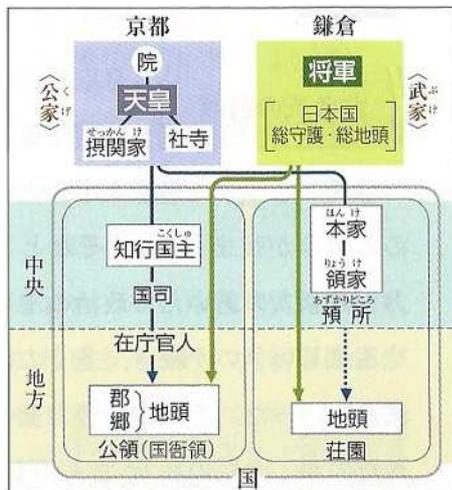
開催期間：平成 29 年(2017)1 月 28 日～同年 3 月 31 日／於：神奈川県立公文書館

解説パンフレット

□『御成敗式目』— 武家による武家のための法典—

■ 制定の背景

中世社会は、鎌倉時代と呼ばれ東国の地・鎌倉に武家の棟梁・源頼朝に始まる幕府が置かれてはいたものの、西国の京都には天皇や上皇を中心とした朝廷が依然として機能しており、実質的には公武の二大権門（権勢のある家柄）が併立する社会でした。【→参考画像 01：公武二元支配の機構】



□参考画像 01:公武二元支配の機構

『詳説日本史』山川出版社、2016 年より転載

中世において国法とは、大宝律令や養老律令以来の朝廷の法である「律令」でした。公家社会では律令を解釈・運用する「公家法」があり、一方、各地では荘園領主（公家や寺社等）が領地を支配するために制定した「本所法」も機能していました。そのような中で、東国の武士集団の中にも法慣習が形成されていきます。

承久の乱（1223 年）後、敗者となった後鳥羽上皇への加担者が処罰され、その所領が没収されます。それらの地に東国の御家人が地頭として大量に入部した結果、新補地頭と荘園領主との間で得金をめぐっての相論（訴訟争い）が頻発することとなります。

本所訴訟（荘園に関する相論の裁判）は、承久の乱前は、朝廷（記録所）で行われ、判決の執行は本所（荘園の上級領主）が幕府へ要請していました。承久の乱後は、本所代官が幕府へ直接提訴し、幕府が実質的な審理を行うようになります。このため幕府としては、訴訟手続きを整備し、裁判の規範を確立する必要があったのです。

■ 御成敗式目について 【→展示資料 6：「御成敗式目（貞永式目）天正 2 年写本」】

鎌倉幕府 3 代執権・北条泰時を中心として『御成敗式目』51 条が制定され、貞永元年（1232 年）に発布されます。別名『貞永式目』とも呼ばれます（『吾妻鏡』貞永元年（1232）5 月 14 日条には式目の編纂過程が記録されています）。

その内容は、律令のように概念的・抽象的ではなく具体的で、訴訟手続きや裁判秩序を守るための規範が多いとされます。条文構成は下記のとおりです〔長又高夫「御成敗式目」編纂試論『法が生まれるとき』創文社、2008 年、p.154 の記述を一部修正〕。

- A 1・2条 祭祀・仏事に関する禁制
- B 3～5条 守護・地頭に対する禁制
- C 6～8条 裁判上の原則
- D 9～15条 刑事法に関する規範
- E 16～27条 所領所職の相論に関する規範
- F 28～31条 幕府の裁判秩序を維持する為の規範
- G 32～34条 刑事法に関する規範2
- H 35～36条 幕府の裁判秩序を維持する為の規範2
- I 37～40条 幕府の身分秩序を維持する為の規範
- J 41～43条 財物に関する規範
- K 44～51条 その他の規範

※Gは錯簡（文章の位置の誤り）で、DとEの間にあるべきと思われる。

制定の趣旨については泰時自身の言葉（弟の六波羅探題北条重時宛の2通の書状）が残されており「関東御家人・守護所・地頭にあまねく披露」して式目の内容を周知すべきとしています。

なお、武家の道理を説いた式目は、当時の公家法を否定するものではなく、当時の法慣行や儒教倫理などに立脚するものでした。また、51条という条文数は、日本の律令法の原点でもある十七条憲法にちなむとも言われています。（17ヶ条を天・地・人に配する（3倍する）と51条となる。）

■「悔還（悔い返し）」

当時の法慣行の特色を示す一例として「悔還（悔い返し）」に関する条文を取り上げます。

「悔還」とは、親が一旦は子に譲与した相続を取り消して財産等を取り戻すことで（「悔」とは契約の取り消しといった意味を持つとも言われます）、当時は公家法・武家法ともに、相続人である子孫が子孫として当然為すべき孝養や義務を怠った場合、被相続人（親）の悔還権の行使が認められていました。

特に武家法においては、相続人（子）が被相続人（親）より先に死去したとき（→『式目』第20条）や女子が「不孝」を犯したとき（→『式目』第18条）にも悔還が認められており、公家法よりも広範な悔還権が認められていました。〔長又高夫「中世法書における悔還の法理について」『日本中世法書の研究』汲古書院、2000年、p.251～251より〕

『式目』第20条 【→参考画像02：「御成敗式目（貞永式目）天正2年写本 第20条」※】

一、得讓状後、其子先于父母令死去跡事

右其子雖令見存、至今**悔返**者、有何妨哉、況子孫死去之後者、只可任父祖之意也

一、讓状を得るの後、その子父母に先んじ死去せし跡の事

右、その子見存せしむと雖も、**悔い還さ**しむるに至つては何の妨げ有らんや。況や子孫死去の後、只父祖の意に任すべきなり。

※当館所蔵「御成敗式目」の全文は、神奈川デジタルアーカイブ「中世諸家文書」でご覧いただけます。→http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/digital_archives/chusei.htm

『式目』第18条

一、讓與所領於女子後、依有不和儀、其親悔還否事

右男女之號雖異、父母之恩惟同、法家之倫雖有申旨、女子則頼不悔還之文、不可憚不孝之罪業、父母亦察及敵對之論、不可讓所領於女子歟、親子義絶之起也、既教令違犯之基也、女子若有向背之儀者、父母宜任進退之意、依之女子者爲全讓狀、竭忠孝之節、父母者爲施撫育、均慈愛之思者歟

一、所領を女子に譲り与へたる後、不和の儀あるによつて、その親悔い還すや否やの事

右、男女の号異なると雖も、父母の恩これ同じ。法家の倫申す旨有りと雖も、女子則ち悔い還さざるの文に頼みて、不孝の罪業憚るべからず。父母また敵対の論に及ぶを察し、所領を女子に譲るべからざる歟。親子義絶の起りなり、既に教令違犯の基なり。女子もし向背の儀有らば、父母宜しく進退の意に任すべし。これによつて、女子は讓狀を全うせんがため忠孝の節を竭し、父母は撫育を施さんがため慈愛の思ひを均しうするものならん歟。

この条文の結論は「父母に対する恩は男女変わることがないのであるから、親の悔還権は男子ばかりでなく女子にも及ぶ」であり、その理由として「もし女子に讓与したものを悔還することが出来ないとしたならば、女子はそれを盾にとって平気で不孝を犯すであろうし、父母の方でも女子が敵対することを懸念して女子に所領を讓与しなくなるであろう。それは親子義絶の起りであり、教令違反の基となる」ことを挙げています。

公家法では、夫のある女子に一旦讓与したものについては「夫婦同財」の論理により、たとえ親といえども悔還すことが認められていなかったのに対して、武家法（『御成敗式目』）においては、夫の有無を問わず、女子に讓与したものについても、親の悔還権が全面的に及ぶことが明記されています。

武家の道理を正当化するにあたっては、儒教倫理に照らして最も許し難い罪とされる八虐の「不孝」に該当する様な行為は容認できないとしているのです。〔長又高夫「『御成敗式目』成立の背景」『國學院大學日本文化研究所紀要』第95輯2005年、p.116～117より〕

また、当時の法慣行では「〈後判〉は〈前判〉を破る」すなわち同一対象についての文書が2度作成されたときは時間的に後に作成された文書が有効とされていました。『御成敗式目』の第26条にはそのことが明記されています。

『式目』第26条 【→参考画像03：「御成敗式目（天正2年 尊朝法親王書写）第26条】

一、讓所領於子息、給安堵御下文之後、悔還其領、讓與他子息事

右可任父母意之由、具以載先條畢、仍就先判之讓、雖給安堵御下文、其親悔還之、於讓他子息者、任後判之讓、可有御成敗

一、所領を子息に譲り、安堵の御下文を給はるの後、その領を悔い還し、他の子息に譲り与ふる事

右、父母の意に任すべきの由、具に以て先条（=18条と20条）に載せ畢んぬ。よつて先判の讓に就きて安堵の御下文を給はると雖も、その親これを悔い還し、他の子息に譲り与ふるに於ては、後判の讓に任せて御成敗あるべし。

当時の被相続人（親）が、このように強い悔還権をもっていたのは、彼が当該所領の開發主である

先祖の権利の継承者であったためであり、それに対しては幕府といえども対抗する力を持ちえなかったためとも言われています。〔平凡社世界大百科事典「相続」の項より〕

当時の相続では「分割相続」が一般的慣行として行われていましたが、それは「家領（家の所領）の分散化」という問題を招来することとなります。

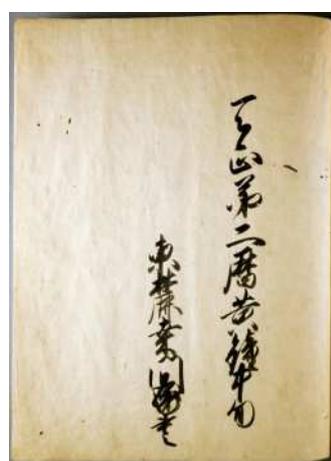
家領の分散化に歯止めをかけるためには、庶子や女子への相続を認めず、嫡子による単独相続を推し進める他に道はありませんでした。単独相続を敢行させるためには、その前提として絶対的な親権が確立されている必要がありました。

武家社会のみならず公家社会においても、平安末期以降、氏族内の分派的傾向（家の分化）が進み、それに伴う家領の分散化ということが深刻な問題となっていました。撰閥家が五撰家（近衛・九条・二条・一条・鷹司）に分化したり、歌道の家である御子左家が二条・京極・冷泉の三家に分化するのもこの時代でした。

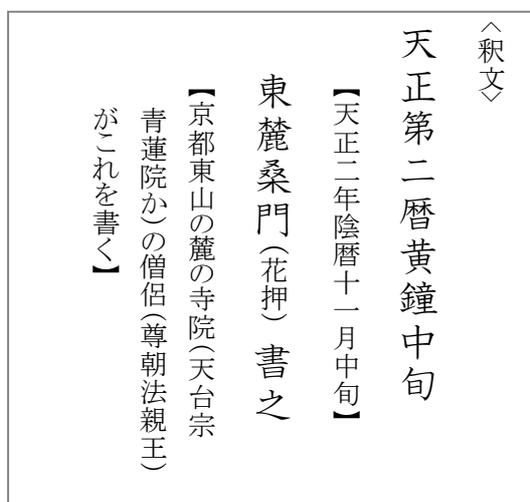
家が分立し、家領が分散化することによる家業の衰頹を懸念する社会的風潮が親権の絶対化を容認し、悔還権の強化をもたらしたのです。〔長又高夫「中世法書における悔還の法理について」『日本中世法書の研究』汲古書院、2000年より〕

★展示資料 6：「御成敗式目（貞永式目）天正 2 年写本」神奈川県立公文書館所蔵資料「中世諸家文書」2200930502【神奈川デジタルアーカイブ掲載資料 http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/digital_archives/chusei.htm】

当館所蔵『御成敗式目』の奥書には書写者とその時期が記されています。【→参考画像 14：奥書】花押は「尊朝法親王（尊朝親王）」のものとされます。【→参考画像 15：花押『国史大辞典』より】



参考画像 14：奥書



参考画像 15：花押

◎尊朝法親王（尊朝親王） 天文 21 年（1552）～慶長 2 年（1597）

伏見宮邦輔親王の第 6 皇子。正親町天皇の猶子（養子）。永禄元年（1558）7 歳で青蓮院に入室、永禄 5 年（1562）12 月に得度（出家）して尊朝と号された。永禄 6 年（1563）12 月に 12 歳で親王宣下をこうむる。永禄 8 年（1565）12 月に四天王寺別当に補された。元龜 4 年（1573）5 月、足利義昭と織田信長との衝突による京都の騒乱を避けて大和の多武峯に退去。天正 2 年（1574）12 月に帰洛。天正 13 年（1585）2 月に 34 歳で 167 代の天台座主（比叡山延暦寺の住持）に補され、信長焼き討ち後の叡山の復興に力を尽くした。慶長 2 年（1597）2 月病をもって座主を辞し、同月 46 歳で没した。諡号は龍池院。

親王はすこぶる書道に堪能で、青蓮院流の巨匠として広く喧伝された。著書に『唐崎松

記』のほか、書道に関する『墨池掌譜』『手習十三ヶ条記』等がある。〔今井庄次編『書の日本史 第5巻』平凡社、1975年、p.92より〕

奥書が正しければこの『御成敗式目』は、京都から離れた大和の多武峯の地で、翌月の帰京を控えた尊朝法親王によって書写されたこととなります。

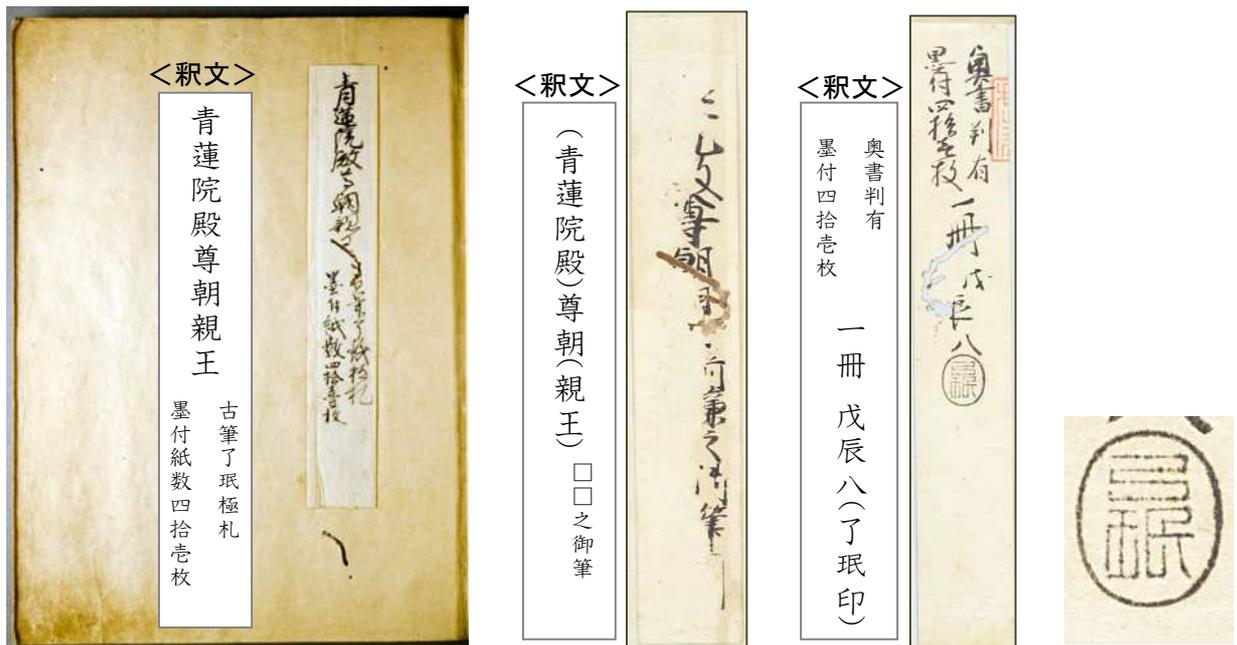
ちなみに『国書総目録』によれば、『御成敗式目』は尊朝法親王によって、この後、天正8,10,11,13,18年と度重なる書写が行われたことがわかります。

■筆跡の鑑定

当館所蔵「御成敗式目」の見返し部分には古筆見（筆跡鑑定家）による「極札（筆跡鑑定証明書）」が付けられています。

極札の体裁は鑑定者や時期によって様々ですが、通常は表面に、筆者名、文書の冒頭の引用、極印（古筆本家が鑑定した場合はそれを証明する「琴山」の印）があり、裏面に、鑑定した年月（干支）、台紙への割印、鑑定者の私印等があります。

本書に付された「極札」は表書きのある外包紙①に包まれ、表面②の左半分が欠損（補修され）していますが「青蓮院殿尊朝親王」の文字の一部が読み取れます。「極印」は欠損により失なわれていますが、その右枠線と思われる縦線が残っています。また、裏面③には、「奥書判有（花押ありの意）／墨付四拾壹枚 一冊 戊辰八」と書かれ、割印と「了珉」と刻印された私印④が押されています。



①「式目」付属の極札の外包紙

②極札の表面

③極札の裏面

④了珉の私印

また、極札を包む外包紙①の表書きには「青蓮院殿尊朝親王 墨付紙数四拾壹枚／古筆了珉極札」と、中の極札とは異なる筆跡で記されています。

古筆本家第5代の古筆了珉は貞享3年（1686）に家業を継いで元禄14年（1701）に没していますが、その活躍期間内で「戊辰」に当たるのは貞享5年／元禄元年です。ゆえにこの極札が古筆了珉によって作成されたとすれば「戊辰八」とは貞享戊辰5年（1688）の8月と考えてよいでしょう。なお、その時期に、京都在住の本家5代了珉と江戸で活躍した分家3代了仲とともに江戸幕府（寺社奉行）から「古筆見」職に任じられ、公職として筆跡鑑定を行うこととなります。

〔参考文献：村上翠亭・高城弘一監修『古筆鑑定必携 古筆切と極札』淡交社、2004年より〕

■『御成敗式目』の本文異同について

当館所蔵の『御成敗式目』の第4条（同守護人不申事由、沒收罪科跡事）の条文中にある「財物」、第6条（國司領家成敗不及關東御口入事）の「沙汰来」、第18条（讓與所領於女子後、依有不和儀、其親悔還否事）の「志孝」の用語には諸伝本によって異同があります。

当館所蔵本の系統は「清原家（氏）系統」と呼ばれます。一方、「財物」ではなく「贓物」、「沙汰来」ではなく「沙汰出来」、「志孝」ではなく「忠孝」と書写する伝本は武家系統と呼ばれます。

清原家は明経道（中国の経学を修め教授する）博士を継ぐ家柄で、彼らによる『御成敗式目』の注釈本や相伝本に用いられた用語は意図的な改竄であるとする説〔植木直一郎『御成敗式目研究』1930〕と、転写の過程で生じた誤写に起因するとする説〔安野博之「清原家と『御成敗式目』」1997〕があります。

□公家の相続 歌の家・御子左家の場合

■御子左家の行く末

御子左家（みこひだりけ）は、「御子左大納言」と呼ばれた藤原長家（御堂関白・藤原道長の第6子）を祖とする家系で、俊成、定家の代に歌道の家としての立場を確立します。【→参考画像 05：御子左家の系図（次ページに掲載）】勅撰和歌集21集の内、7番目の『千載和歌集』以後は二つを除きすべてこの家系に連なる人々が編纂しました。

定家の子・為家【→参考画像 04（パネル掲載）：藤原為家の肖像画 <http://www.wul.waseda.ac.jp/TENJI/virtual/shozo/13-01.jpg>】は歌壇の勢力を一手に握りますが、その死後、子の為氏（ためうじ）、為教（ためのみ）、為相（ためすけ）は各々二条家、京極家、冷泉家の三家に分立してしまいます。

その分立は、所領や相伝文書などの相続財産をめぐる争いによるものでした。争いを招いた原因は、被相続人である親の為家による相続の仕方であり、所領の「悔還」の是非等が争点となるのです。

■中世における相続

中世の相続制には家督相続と財産相続の2種類があるとされます。〔以下、平凡社世界大百科事典「相続」の項を参考〕

「家督（一門・一統の首長）を継ぐ」とは「家を継ぐ」こと、すなわち「家業を継承する」することを意味しました。家督の地位を受け継ぐ「嫡子」の決定は父祖の一存に委ねられており、それには幕府も干渉できなかったとされます。長子相続は明治時代以降法制化されましたが、中世においては固定的な制度ではなく、御子左家の家督継承者である俊成、定家、為家は3人とも長男ではありませんでした。

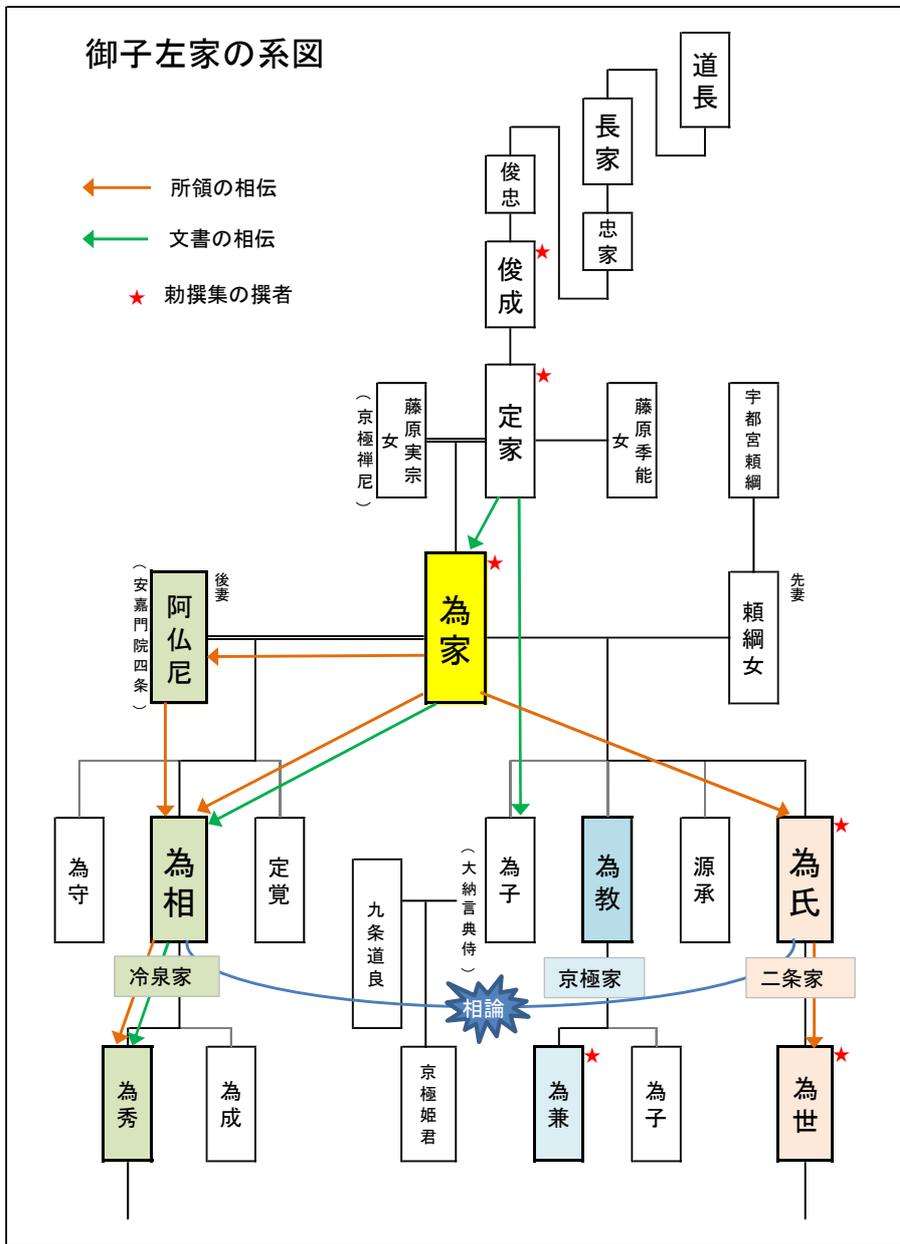
財産相続については、所領を誰にどのような割合で配分するかは、被相続人の父祖の自由意思に任されていました。家督の継承者（嫡子）が全体所領の大部分（先祖伝来の土地）を継承し、残りの部分を庶子がほぼ均等に分割するという形をとっていたとされます。

当時通常行われていたのは生前譲与で、被相続人はどこの所領を誰に対して譲与するかを明記した「譲状（ゆずりじょう）」を作成してこれに加判して相続人に譲渡する必要がありました。

■家業の継承、文書の相伝

「家」の継承においては、特に歌道のような学芸の分野では所領のみならず、家の相伝文書すなわち「家記（先祖の日記）」や「家の文書（歌道書、譲状等の文書や証拠書類）」を継承することが重要でした。

御子左家のような歌道の家にとっては「勅撰集（天皇または上皇の命による和歌集）の編纂をする」ことが最高の役どころとされ、その使命を全うするためには、代々の嫡子が継承してきた「相伝の和歌文書」が不可欠でした。



□参考画像 05:御子左家の系図
田淵句美子『人物叢書 阿仏尼』吉川弘文館、2009年ほかを参考に作成

藤原為家は、勅撰集の撰者としては、最初の妻（頼綱女）との間に生まれた長男である為氏を推していました。ところが父・定家から相伝された和歌文書は最終的にはそのほとんどが為相（後妻・阿仏尼との間の第2子）へ譲与されます。【→参考画像 09（パネル掲載）：藤原為家譲状（為相宛）文永9年8月24日付】

『十六夜日記』の作者として名高い阿仏尼【→参考画像 09：阿仏尼の肖像画 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%98%BF%E4%BB%8F%E5%B0%BC#/media/File:Abutsu-Ni.jpg>】は、後妻として晩年の為家に連れ添い、3人の子をもうけます。66歳の為家は、早世した愛娘（為子／大納言典侍）と入れ替わるように誕生した為相を溺愛し、彼の歌道師範としての立身を願ってか、嫡子である為氏を

差し置いて、為相に相伝文書を与えていくのです。相伝文書譲与の経緯は下記のとおりです。〔佐藤恒雄「為家から為相への文書典籍の譲与」『藤原為家研究』笠間書院、2008年より〕

- ◎1265（文永2年）4月以降 為家から為相（3歳）へ、為相の従五位下への叙爵を祝って定家筆の三代集（『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺和歌集』）と為家筆『続後撰和歌集』が授与される。この三代集は元々は、定家から孫娘の大納言典侍（為家の娘）に授与されたものでした。〔冷泉家時雨亭文庫所蔵本等の奥書による〕
- ◎1268（文永5年）9月1日 為家から為相（6歳）へ、従五位上への叙爵を祝って『和歌初学抄』が授与される。〔天理図書館所蔵本の奥書による〕
- ◎1271（文永8年）4月以降 為家から為相（9歳）へ、侍従任官を祝って相伝秘本の『後拾遺和歌集』が授与される。〔冷泉家時雨亭文庫所蔵本の奥書による〕
- ◎1272（文永9年）8月24日 為家から為相（10歳）へ、相伝の和歌文書等ことごとくが目録を添えて譲与される。〔冷泉為人氏所蔵「藤原為家譲状2 融覚※藤原為家譲状（為相宛）文永9年8月24日」による〕【→『冷泉家時雨亭叢書 第51巻 冷泉家古文書』朝日新聞社、1993年、口絵及びp.11】 ※「融覚」とは康元元年（1256）59歳で出家した為家の法名。

阿仏尼に宛てた書状の中で為家は、相伝文書である父・定家の日記や歌書・漢籍が、家業継承のみならず、朝廷での公務遂行や人の生き方を教えてくれる「一身の宝」とであると強調しています。【→展示資料8：融覚(藤原為家)の譲状（阿仏尼宛）文永10年7月24日付】

かくして勅撰集を編纂するという家業の継承と相伝文書の伝領とは分断されます。さらにこの相続のねじれ現象は相伝文書のみならず所領の相続にも及ぶのです。〔小林一彦「歌論史の闇 一冷泉為秀の周辺一」『日本文学』47巻7号、日本文学協会、1998年7月 p.27を参考〕

■御子左家の行く末（所領相続の迷走）

為家による所領相続の修正は、正室の父・宇都宮頼綱が死去し、さらには正室と離別し、後妻の阿仏尼との子も3人となり、相伝文書の譲与が進んだ時期に実行に移されます。嫡子である為氏に一旦は譲与した所領（播磨国越部下庄）を「悔還」して、阿仏尼との間に生まれた第2子・為相に与えるのです。【→参考画像07（パネル掲載）：藤原為家自筆譲状（為相宛）文永6年11月18日付〔東京国立博物館所蔵 <http://www.emuseum.jp/detail/100390/001/001?x=-121&y=-110&s=1>】

さらに御子左家が持つ最大の所領（近江国吉富庄）を為相へ譲与するべく為氏に悔還が申し渡されます。その過程では為氏が父・為家に対して「不孝」の振る舞いをしたことも理由とされました。【→融覚(藤原為家)の譲状（為氏宛）文永10年7月13日付】ただし、この悔還は為氏の懇請によって僅か10日後には取り消され、別の所領（播磨国細川庄）が為氏から悔還されて阿仏尼に託されます。

【→融覚(藤原為家)の譲状（阿仏尼宛）文永10年7月24日付】

そもそも為家による所領の相続は1259（正元元年）10月の為氏宛の譲状から始まりました。その端緒から為家の死に至る経緯は下記のとおりです。〔佐藤恒雄「為家の所領譲与」『藤原為家研究』笠間書院、2008年より〕

- 1259（正元元年）10月24日 為家は、その所領である吉富庄・細川庄・小阿射賀御厨を嫡子たる為氏に死後譲与することを約す。ただし、小阿射賀御厨と細川庄の領家職は京極姫君（為家の孫娘）に一期の間だけ譲り、その死後は嫡子となるべきものに返戻するものとした。〔為家

の為氏宛讓状 正元元年 10 月 24 日付（現存しないため他の文書からの類推）

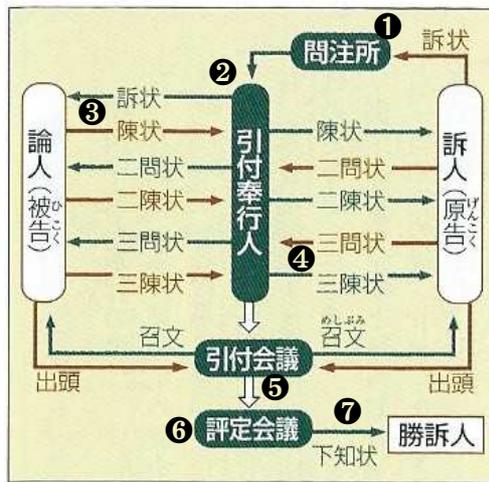
- 1259（正元元年）11 月 12 日 蓮生（為家正室の父・宇都宮頼綱）死去
 - ※最初の為家讓状（正元元年 10 月）は、死期の近づいた岳父・宇都宮頼綱に対して、その長女（自分の妻）が生んだ長子為氏に遺産譲与の約束をすることで、孫が御子左家の嫡子であることを認知し、心を安んずる配慮から作成されたとされます。
- 1259（正元元年）12 月 先の 10 月讓状の内容を再確認する。〔為家の為氏宛書状 正元元年 12 月 23 日付（現存せず）〕
- 1260（文応元年）7 月 吉富庄を為氏に生前贈与、細川庄は悔還し、小阿射賀御厨は為家乳母に一期分贈与する。父の命に背く行為があれば所領を取り戻す（悔還す）旨の裏書あり。〔為家の為氏宛讓状 文応元年 7 月 24 日付（現存しないため他の文書からの類推）〕
- 1260（文応元年）秋以降 為家は正室・蓮生女と離別する。
- 1263（弘長 3 年）為相が阿仏と藤原為家との間の第 2 子として誕生
- 1268（文永 5 年）11 月 小阿射賀御厨は為家乳母の死後に阿仏に譲る。阿仏の死後は為相へ譲ることを依頼する。〔冷泉為人氏所蔵「藤原為家讓状 1 融覚藤原為家讓状（阿仏宛）文永 5 年 11 月 19 日付」による〕【→『冷泉家時雨亭叢書 第 51 卷 冷泉家古文書』朝日新聞社、1993 年所載】
- 1269（文永 6 年）11 月 ①越部下庄を為氏から悔還して為相に与える。〔東京国立博物館所蔵「藤原為家自筆讓状 文永 6 年 11 月 18 日付」による〕【→参考画像 07 : e 国宝より】
 - ②為氏が悔還に同意し越部下庄を為相に譲る。〔東京国立博物館所蔵「藤原為氏自筆讓状（避状） 文永 6 年 11 月 18 日付」による〕【→e 国宝】
- 1272（文永 9 年）冬 為氏に不孝の振る舞いあり（相伝文書が為相に譲られることへの反発か）
- 1273（文永 10 年）4 月 21 日～7 月 3 日 為家、為相等を伴って日吉社への百日参籠を行う。その折に為氏やその家来から冷遇を受ける（＝不孝）。
- 1273（文永 10 年）7 月 吉富庄を為氏から悔還すことを通告する。日吉社への百日参籠の折の為氏の不孝を嘆く。〔冷泉家時雨亭文庫所蔵「讓状・置文等 137 融覚藤原為家書状案（為氏宛）文永 10 年 7 月 13 日」による〕
- 1273（文永 10 年）7 月 為氏からの懇請に応じ吉富庄の悔還を撤回し、細川庄を為氏から悔還して、阿仏に譲る。相伝文書類の重要性を説く。〔冷泉為人氏所蔵「藤原為家讓状 3 融覚藤原為家讓状（阿仏宛）文永 10 年 7 月 24 日」による〕【→展示資料 8】
- 1274（文永 11 年）6 月 今までの讓状の内容を再確認する。嵯峨の旧屋を為氏に譲る。〔冷泉為人氏所蔵「藤原為家讓状 4 融覚藤原為家讓状（阿仏宛）文永 11 年 6 月 24 日」による〕
- 1275（建治元年）5 月 1 日 藤原為家死去（78 歳）

為家の死後、嫡子・為氏は上記の悔還を認めようとしなかったため、ここに為相側との長きにわたる相論（訴訟）が勃発します。

■当時（鎌倉時代後期）の訴訟・裁判制度

訴人（原告）から幕府に訴えがあると、問注所で訴状が受理され①、引付に回されたのち②、訴えられた論人（被告）に対して陳状（反論を記した文書）の提出が命じられ③、以後、三問三答のやりとりがある④（問状とは回答命令書）。その後、引付会議で対決（訴人と論人の口頭弁論）がおこな

われ⑤、審理が尽くされて評定会議で判決が出され⑥、将軍の下知状が勝訴したものに与えられる⑦。
 『詳説日本史』山川出版社、2016年、p.104より一部修正【→参考画像06：訴訟制度の仕組み】



□参考画像 06:訴訟制度の仕組み
 『詳説日本史』山川出版社、2016年、p.104 掲載
 の図に一部加筆して転載

※幕府が扱った裁判の判決文（関東裁許状）は「下知状（げちじょう）」とも呼ばれました。
 下知状は鎌倉殿（将軍）の意を受けて発給され、書止め文言を「下知如件（げちくだんのごとし）」とする武家文書の一形式です。【→展示資料5：当館所蔵資料『六波羅下知状』】

★展示資料5 「六波羅下知状 承久3年10月8日」神奈川県立公文書館所蔵資料（中世諸家文書）
 2200930515【神奈川県立公文書館デジタルアーカイブ掲載資料 http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/digital_archives/chusei.htm】

承久3年（1221）の5～6月の承久の乱の4か月後に、六波羅探題の北方・北条泰時（武蔵守）と同南方・北条時房（相模守）の連名で発布された下知状です。（下知状とは鎌倉殿（将軍）の意を受けて発給され、書止め文言を「下知如件（げちくだんのごとし）」とする武家文書の一形式）

前半部分が欠失しているため全容がつかめませんが、何らかの不法行為の停止を求める内容です。この下知状が発布された3年後に泰時は鎌倉幕府3代執権に就任し、評定衆の設置、『御成敗式目』制定などの業績を上げます。また、時房は連署となって泰時を補佐します。

ちなみにこれは当館所蔵資料の中では作成年が最古の、約800年前の紙資料です。

< 积文 >

（前欠）可令停止此等之非法、若猶未拘※進止之者、（※「拘」の旁は「勾」）
 早注交名、可令言上、殊可有其沙汰之故也、
 仍下知如件

承久三年十月八日

武蔵守平（北条泰時の花押）

相模守平（北条時房の花押）

〔积文は竹内理三編『鎌倉遺文 古文書編補遺第二卷』東京堂出版、1995年より転載〕

< 書き下し文 >

これらの非法を停止せしむべし。もしなお、いまだ拘※進しこれを止まざれば、交名を早注し、言上せしむべし。殊にその沙汰あるべきのゆえなり。仍って下知、件のごとし。（※「拘」の旁は「勾」）

■所領をめぐる相論

御子左家の経済的基盤であった所領、すなわち荘園（特に寄進型荘園）では、本家、領家、預所などの複数の「職」と呼ばれる権利が重層していました。【→参考画像 01：公武二元支配の機構】

為家が父・定家から譲与され、子孫に相続することとなる所領とその権利は以下の通りでした。〔佐藤恒雄 2008 より〕【→参考画像 16：御子左家の所領の位置関係図】



- ① 近江国吉富庄(現在の彦根市及び坂田郡米原町他)
- ② 伊勢国小阿射賀御厨(現在の三重県松阪市小阿坂)
- ③ 播磨国細川庄(現在の兵庫県三木市細川町)
- ④ 播磨国越部下庄(現在の兵庫県揖保郡新宮町、たつの市北部付近)

□参考画像 16: 御子左家の所領の位置関係図

- (1) 近江国吉富庄 預所職
- (2) 伊勢国小阿射賀御厨 領家職・預所職・地頭職
- (3) 播磨国細川庄 領家職・預所職・地頭職
- (4) 播磨国越部下庄 領家職・預所職

以下に述べる播磨国細川庄の訴訟では「領家職」と「地頭職」の二つが争われます。領家職については本所裁判所（朝廷）に、地頭職については武家裁判所（幕府）へと別個に並行して提訴されたと考えられます。

細川庄のある播磨国は六波羅探題の管轄であったため、地頭職については六波羅探題に提起され引付において審理されたと考えられます。

※六波羅探題とは、承久の乱に際し京都に侵攻した北条泰時・時房が、乱の終結後そのまま京都に留まり、朝廷の動静監視、洛中の警護、西国の訴訟裁判等を任務として六波羅の地に設けられた行政機関でした。地域的には東海道で尾張(のち三河)、東山道で飛騨(のち美濃)、北陸道で越前(のち加賀)以西の西国を管轄していました。

■歌の家における所領（細川庄）相論の経緯

播磨国細川庄の地頭職についての最初の訴訟は為氏（二条家）が勝訴します。このため為相側（冷泉家）が越訴（再審を求める控訴）した結果、阿仏尼は当時 16 歳の為相を京都に残して単身鎌倉に赴くこととなります。

当時の六波羅探題は越訴については関東の指示を得なければ裁許できなかったため、ある程度の書面審理を行った後、この越訴を関東に移送したものの書面審理だけでは片付かず、対決（口頭弁論）の段階に至ったので、阿仏尼や為氏が鎌倉に出頭することになったと考えられます。

『十六夜日記』はその旅程と鎌倉での日々を綴った、相続争いが契機となって生まれた日記でした。

【→展示資料 9：「いさよひの記」当館寄託資料『扶桑拾葉集抜書二』】

阿仏尼の鎌倉滞在は 4 年近くに及びましたが【→展示資料 7：阿仏尼筆国柄絵 吾妻の国鎌倉物語】、折しも二度目の蒙古襲来（弘安の役）の時期とも重なり裁判は結審せず、その結果を見届けることな

く、阿仏尼は弘安6年(1283)4月に没します。【→参考画像17:阿仏尼の墓(次ページ)】

弘安9年(1286)6月4日には亀山院の院宣により細川庄の領家職について為氏(二条家)が勝訴します。これに対して為相(冷泉家)が越訴したと考えられますが、その後の領家職に関する経緯は不明です。

細川庄の地頭職については、その後も判決と越訴が繰り返されたのち(下記年表参照)、正和2年(1313)7月20日に幕府は為相の主張を認めます。〔天理図書館所蔵「関東下知状 正和2年7月20日付 六波羅御教書(播磨国細川庄地頭職関東裁許状)」による〕【→参考画像10(掲示パネルのみ):『天理図書館善本叢書 和書之部 68巻 古文書集』八木書店、1986年より】

その下知状は為相が生まれる前の正元元年(1259)の相続文書から説き起こして50年以上に及ぶ経緯を詳細に述べる内容で、この相論の全体像を今に伝える貴重な資料となっています。

この判決が出た後、細川庄の地頭職について為世(二条家)は越訴しなかったため、為相(冷泉家)の勝訴が確定しました。時に為相は51歳、初めて訴訟が提起された建治元年以来38年目にして相論の終焉をみたのです。(その15年後、為相は鎌倉の地で没します。【→参考画像18:冷泉為相の墓】)

●所領(細川庄)相論関連年表

- 1275(建治元年)5月1日 藤原為家死去(78歳)
- 1275(建治元年)5月以降** **阿仏尼・為相が朝廷へ提訴**〔細川庄の領家職①提訴〕
阿仏尼・為相が幕府(六波羅探題)へ提訴〔細川庄の地頭職①提訴〕
為氏(二条家)が勝訴〔地頭職①判決〕
阿仏尼・為相(冷泉家)が越訴〔地頭職②越訴〕
- 1279(弘安2年)10月16日 阿仏尼、鎌倉へ下向
- 1280(弘安3年) 阿仏尼、『十六夜日記』をまとめる。
- 1283(弘安6年)4月8日 阿仏尼死去(59歳)
- 1286(弘安9年)6月4日 亀山院の院宣により二条家(為氏)が勝訴〔領家職①判決〕
おそらくは為相(冷泉家)が越訴〔領家職②越訴〕
- 1286(弘安9年)9月14日 藤原為氏死去(64歳)以後、二条家は為世が継承。
- 1289(正応2年)11月7日 幕府は細川庄の地頭職を為相に安堵する裁許を下す〔地頭職②判決〕
ただちに為世(二条家)が異議を申し立てる〔地頭職③越訴〕
- 1291(正応4年)8月14日 為世が勝訴(1259年の為家から為氏宛譲状が根拠)〔地頭職③判決〕
- 1309(延慶2年) 為相が雑掌尚弘を立て越訴(為世は雑掌覚妙を立て)〔地頭職④越訴〕
- 1312(応長2年)3月11日 為相は細川庄の譲状、幕府の裁許状、『明月記』等を長男為成に譲与。
- 1313(正和2年)7月20日** **細川庄の為相の領有(地頭職)が認められる。**〔地頭職④判決〕
- 1328(嘉暦3年)7月12日 為相が越部下庄を次男為秀に譲与。〔→播磨国越部庄文書23 冷泉為相譲状 嘉暦3年7月12日『冷泉家時雨亭叢書51 冷泉家古文書』による〕〔佐藤恒雄2008p.1160〕
- 1328(嘉暦3年)7月17日 藤原為相死去(66歳)冷泉家は為成(~1330)、為秀が継ぐ(~1372)
- 1332(元弘2年)3月21日 藤原為兼死去(79歳)京極家は為兼の死をもって断絶
- 1338(延元3年)8月5日 藤原為世死去(89歳)二条家は1400年の二条為右の死をもって断絶。
- 1416(應永23年)以前に細川庄の領家職と地頭職は冷泉家の所有が確立〔福田秀一「細川庄をめぐる二条冷泉両家の訴訟」『中世和歌史の研究』角川書店、1972年より〕

為相を始祖とする冷泉家はついに勅撰集の撰者を輩出することはありませんでしたが、現代(第25代当主・為人氏)に至るまで700年にわたって命脈を保ち続け、伝来の文書等を今に伝えています。



□左写真が参考画像 17:伝阿仏尼の墓 右写真が参考画像 18:藤原為相の墓
 阿仏尼は鎌倉で客死したとも、京で没したともいわれ不詳です。鎌倉の墓は英勝寺の裏手にあります。
 そこから 200m ほど離れた浄光明寺裏手のやぐら上に為相の墓と呼ばれる宝篋印塔があります。

★展示資料 7 「阿仏尼筆国柄絵 吾妻ノ国鎌倉物語」神奈川県立公文書館所蔵資料「中世諸家文書」
 2200930522 【神奈川デジタルアーカイブ掲載資料】

訴訟のため鎌倉に留まっている阿仏尼が、弘安庚申（1280 年）秋、京に残してきた我が子・為相
 に向けて、鎌倉周辺の国柄（地域の特色）を 10 項目（鶴岡八幡宮、江之島、由比ヶ浜、遊行寺、鶏
 闘、流鏑馬、宴、屋船、弓師、富士ヶ根）にわたって紹介する形式の絵文集です。阿仏尼を筆者に仮
 託した偽書と考えられます。作成者や製作年代は不詳です。

< 釈文（／は改行箇所を示す） >

国柄①「鶴岡八幡宮」

もとめらるるままに西国の人々／に吾妻の国柄を記して示さん／こは鎌倉鶴ヶ岡の宮とて／八幡大菩
 薩を請来して祀り／たるものなり としふりたる／いてうの亭に雲を突くかと／ぞ見るきざし登れば 拝
 殿／神々しく 雅楽四辺の幽邃に／相和して一層にゆかしさを加ふ／南無大菩薩 南無大権現／
 柏手合掌 善男善女／織るに似たり 口々に有難の／言葉唱えてゆきかう／数千人／吾妻之守
 護／神

国柄②「江ノ島」

とり居のみゆるに／江之しまとよぶ弁財天之／鎮座まします風景よき島にて 遠く／ふじの根の白雪を
 戴きて見ゆ／なみおだやかに 小舟に棒／さし 春の ひねもす／遊ばむもよし

国柄③「由比ガ浜」

由井ヶ浜／波間／に鷗／のとぶ／風情／ふでにも／言葉／にも／尽し難し

国柄④「遊行寺」

遊行寺／之花／鎌倉之／いかめしきに／ひきかへ／老も／若きも／うかれ／出づ

国柄⑤「鶏闘」

こは鶏闘とて ものふのひまごとの慰事／なり 大宮人もたしなむと聞きつれども／未だ実なるをしらず
 去る年より／行はれ 蔵もち／のものふは／鶏おほむね／四五頭を飼／はんハなし／蹴つ足うち
 ／ならし ねめ合ふ／勇ましき／戦ふものふも／かくやと思はしむ／鶏之主に見定番／とて勝敗之

吟味役一人 □達に掛こゑ／にて 戦はしむるなり 負け逃ぐるか 斃／るか にて決す

国柄⑥「流鎚馬」

やぶさめものふの遊びなり／駿をかけて射る／ものにて／勇しの／限りと／いふべし

国柄⑦「宴」

かまくら八年に／四期之宴あり 武士／太刀はかず／いづれも酔しれて／うたうたうて／そぞろ／ある
きす

国柄⑧「屋船」

屋船こぎ出す／白拍子共／船中舞さす／手なミ／おも／しろうて／わがこと／とも／うち／わすれ／
はてハ／われも酔ニのりて／一さし舞ハむも／をかし

国柄⑨「弓師」

みやこの弓師ハ柔弱にて／手のすぢ無きが如し／こかまくらハ／恰も戦場／のそのの／如く／袖ま
くり／裾上げて／強ゆみ／つくり侍る／雄々しくも／□□し

国柄⑩「富士ヶ根」

東海一の／神の山／ふじが根／ふじは四時□□□／けしきを／ゑにす／都人ハ／いつも雪／峯と
のみ／おもひ／侍る
六七両月ハ／雪なし／八九の月も未し／秋ともなれば／白頭を九天に／現ハすなり／みつほのくに
第一之／霊峰／第一の景色と／いふべし

あらはづかしや／わらハ筆を文之天人たりし紫式部に学／ばんとしてならず 去にし年 式部の筆／
かりて習ひしも成らず 御身なれば嫌がる処／なければ この国柄ををしるし贈るなり 日記も／みやれ
国柄をハ 八幡宮、江之島、由井ヶ浜／遊行寺、鶏闘、やぶさめ、宴、屋船、弓師、／ふじヶ根の
十種なり 弘安庚辰秋 阿佛／くま野仮寓為相どの江

※「弘安庚辰」とは弘安三年(1280)

★展示資料 8：「融覚(藤原為家)讓状(阿仏尼宛)文永10年7月24日」『冷泉家時雨亭叢書 第51
巻 冷泉家古文書』朝日新聞社、1993年 神奈川県立公文書館所蔵図書刊行物 G27-0-0169

阿仏尼宛の当時76歳の融覚(藤原為家の法名)による文永10年7月24日付の書状は、6枚に書
き継いだ長文で、これまでの所領相続の経緯、老いて死期の近づいた自分をないがしろにする周囲へ
の恨み言等を書き連ね、最後に相伝文書である父・定家の日記、歌書や漢籍が、家業継承のみなら
ず、朝廷での公務遂行や人の生き方を教えてくれる「一身の宝」であることを強調し、後事を阿仏尼
に託す内容です。

<現代語訳>

(6枚目)

まことにまことに、故中納言(定家)殿の日記は、人は何とも思わないけれども、我が一身の宝だ
と知っている。子(為氏)も孫(為世)もそんな物を見ようとも言いもしないで打ち捨ててあるので、

侍従為相に譲与することする。心して一心に読んで理解し、朝廷の公事を努めたり、人がこの世に生きてゆく生き方をも見知るようにと教え諭しなさい。

また歌書や漢籍などの正本どもは、わが心ばかりに散逸させあいであるものだが、受講することができる四道（大学に置かれた4学科。紀伝道・明経道・明法道・算道）の博士がいたならば、近付きになって読み習うようにと教え諭しなさい。歌のことを始めとして、私が手づから書写し訓点を施した典籍類である。これらの文書は、よくよく返す返すも重んじていただかねばならない。あなかしこ、あなかしこ。

〔現代語訳は佐藤恒雄「為家の所領譲与」『藤原為家研究』笠間書院、2008年より転載〕

<釈文>

六：まこと（藤原定家）故中納言入道殿日記（自洽承、至、人ハ）于仁治
なにも思候。一身（ハねとも）のたからと思候也、子も
孫（も）さる物見んと申も候ハす、うちすて、候へハ、
侍従（給）為相（給）たひ候也、かまへて見おほえて、公
事をもつとめ、人の世にある様をも見しれと、
をし（教）へさせ給へ、
又本書とも心許（散）ハちらさず候、物ならひぬへき
四道博士候ハ、かたらひよりて、よみならへ
とおほせ候へ、歌の事よりも、てつからかき、
點（文）して候ふ（共）もにて候也、これらよくく
返（重）くをもくせられ候へし、あなかしこく、
文永十年七月廿四日十禅師日 融覚
阿仏御房へ
たしかに
まいらせ候、
（花押）

〔『冷泉家時雨亭叢書 第51巻 冷泉家古文書』朝日新聞社、1993年より転載〕

★展示資料9 「いさよひの記（十六夜日記）」『扶桑拾葉集抜書二』神奈川県立公文書館寄託資料 武蔵国橋樹郡北綱島村飯田家文書 2200810734

55歳の阿仏尼が息子・為相の所領相論のため鎌倉に下る経緯を綴った『十六夜日記』は、中世の間、冷泉家や歌道家周辺では読まれ写されていましたが、室町末期以降になると、謡曲『阿仏』や、御伽草子的な作品『阿仏東下り』が作られます。江戸時代になって伝本や刊本が増加し、女性による紀行文学の代表作としての地位を確立します。【田淵句美子『阿仏尼』吉川弘文館、2009年より】

『扶桑拾葉集』とは、徳川光圀が編纂を命じて1693年に刊行された詞文集で、平安時代から江戸初期までの各種古典の序・跋・日記など300余編を収録しています。当館に寄託されているのは、その中から50編弱を7冊にまとめた抜書版です。筆記者や作成年代は不詳。

<釈文（／は改行箇所を示す）>

いさよひの記／同（阿佛）

むかし、かべのなかよりもとめでたりけんふ／みの名をば、今の世の人の子は、夢ばかりも身のうへのこととはしらざりけりな。みづくきの／をかのかづはら、かへすがへすも、かきをくあと①／たしかなれども、かひなきものはおやのいさ／めなり。又けんわう（賢王）の人をすて給はぬまつり

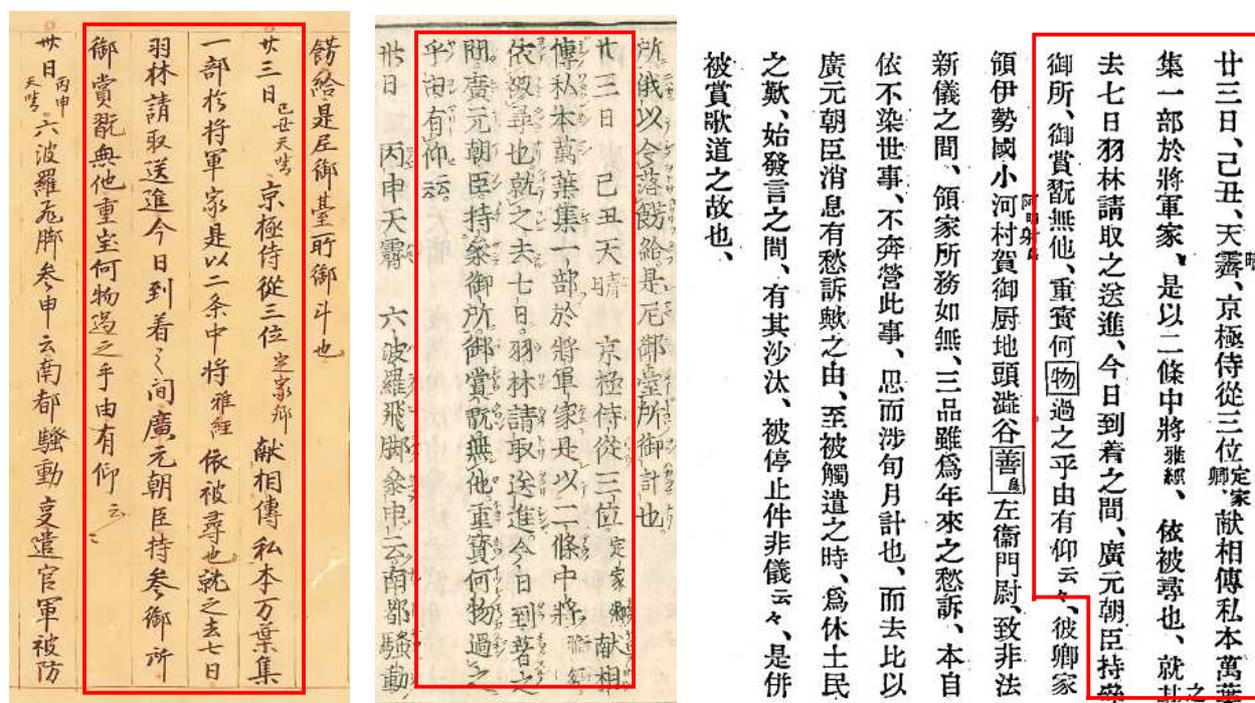
ごとにもれ②、ちうしん（忠臣）の世をおもふなさ／けにもすてらる③ものは、かずならぬ身ひと／つなりけりとおもひりながら、又さてもあらで、／なおこのうれへこそやるかたなくかなしけれ。／さらにおも

名を付して木版で出版され、この版が江戸時代を通じて広く流布します。県立図書館所蔵本は、寛文元年(1661)に京都の版元・野田庄右衛門が出版した、寛永版の系統に属する刊本です。

『新刊吾妻鏡』が底本とした北条本は、島津本や吉川本と呼ばれる別系統の写本には存在する文章の脱落が見られます。北条本の祖本は金沢文庫所蔵本とも言われますが、小田原北条家から黒田家にわたり徳川秀忠に献上されて、現在は国立公文書館（内閣文庫）が所蔵しています（特 103-0001）。

藤原定家が、御子左家に相伝された秘蔵の万葉集を將軍実朝の求めに応じて献上したことを記述したこの条では、「彼卿家領」以下にある、定家が所有する荘園（伊勢国阿射賀御厨）における地頭の非法な行為に悩んでいたところ幕府によって停止された、という経緯の記述が吉川本（下記③）にはありますが、北条本（下記①）や寛文期の刊本（下記②）にはないことがわかります。

■「吾妻鏡」建保元年 11 月 23 日条の比較



①写本「北条本」影印

②寛文期の刊本影印

③写本「吉川本」翻刻

①写本「北条本」は国立公文書館（内閣文庫）所蔵（同館のデジタルアーカイブで閲覧できます）

②刊本 寛文元年(1661)刊『新刊吾妻鏡』は神奈川県立図書館ほか所蔵（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>では、慶長元年和年間刊本、寛永3年 1626 刊本、寛元年 1661 刊本を見ることができます）

③写本「吉川本」は吉川史料館所蔵。翻刻版は『吾妻鏡 吉川本 第一～第三』国書刊行会編 名著刊行会、1968 年（神奈川県立図書館所蔵）

〔参考文献：阿部隆一「解題 一吾妻鏡刊本考一」『振り仮名つき吾妻鏡』汲古書院、1976 年、高橋秀樹『吾妻鏡』『三浦一族史料集 吾妻鏡編 4』横須賀市、2004 年、柿澤淳子「『吾妻鏡』の伝本と刊本出版の歴史について」『郷土神奈川』神奈川県立図書館、44 号、2006 年〕

■歴史資料としての「日記」

日記は古文書と並んで日本の歴史を研究する際の重要な史料の柱であると言われます。古代以来、天皇や貴族、僧侶、神官、武士など様々な人々が日々を振り返り綴られてきた日記は「日次記（ひなみき）」と呼ばれました。また、書ききれずに別紙に記したものは「別記」といいます。

平安中期以後、具注暦と呼ばれるその日の吉兆などが記されているカレンダーの余白に書かれる日記（暦記（りゃっき））で自筆原本が残る最古のものが藤原道長の『御堂関白記』で、2013年にはユネスコ記憶遺産に登録されています。

これらは、儀式の先例や故実を記録した重要な一族の財産として子孫に相伝されたり、朝廷内での儀式や政務を遂行する際の典拠として貴族たちによって筆写されたりすることで、今日に残ることとなります。「家の日記（家記）」は文庫や文車（移動式の書庫）などに厳重に保管され、所領と同等に代々相続されるべきものであり、その価値は「家」内部での争いの原因ともなるほどでした（→「歌の家・御子左家の場合」参照）。

ただし、日記には通常の歴史書では見ることのできない、記主（書き手）個人の感情的でなまなましい思いなどが読み取れる反面、主観的で事実とは異なる記述も含まれるため、史料として使う際には、同時代の他の日記と読み比べるなどの注意深い検討作業が必要になります。

中世の日記はほとんどが和風化された漢文で、「変体漢文」と呼ばれる独特の文章で記述されています。これに慣れるためには、訓読したものを原文とともに読むことから始めるのが良いとされます。『明月記』などは、訓読のみならず詳細な注を付した研究雑誌や、現代語訳版も出版されています。

原文を読むためには辞書、また朝廷で活躍する人物たち、京都周辺の地理や建物の構造などを知るツールも必要になります。なお、日記がどの時代（年月）について記述しているかを知ることができ資料として、『国史大辞典』第4巻（吉川弘文館）「記録」の項に掲載されている「記録年表」があります。

〔以上、松蘭斎「序章 日記で読む日本中世史」元木泰雄・松蘭斎編『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房 2011年、尾上陽介『中世の日記の世界』山川出版社 2003年より〕

以下、吾妻鏡とも関わりのある鎌倉時代の公家、武家、寺社の日記を5つ取り上げます。

■日記その1 『山槐記』 一頼朝、征夷大將軍補任の舞台裏一

○記主：中山忠親【1132～1195】

平安末～鎌倉初期の公家。藤原北家花山院忠宗の子。中山家の祖。平氏全盛期中宮(建礼門院平徳子)権大夫、春宮(とうぐう)(後の安徳天皇)大夫に任じ、平氏滅亡後しばらくは官位の移動がなかったが、1191年(建久2)内大臣正二位に任官。〔平凡社世界大百科事典より〕彼は朝儀や故実法制にも明るかったこともあって、源氏の世になっても源頼朝の覚えもよく議奏公卿に選ばれた。〔小学館日本大百科全書より〕

○記録された期間：1151(久安7年/仁平元年)～1194(建久5年)

○特徴：平氏興隆から鎌倉幕府成立期の史料として貴重だが、途中欠落部分も多く、とくに保元・平治の乱の記事が欠逸している。〔平凡社世界大百科事典より〕

〔掲示パネルに掲載した参考画像 12:『山槐記』は、国立公文書館に所蔵されている、永享2年(1430)

の写本です。(古 018-0355)]

○例文：源頼朝の征夷大將軍補任の経緯／建久 3 (1192) 年 7 月条

山
建久三七九、頭大藏卿宗頼朝臣為「関白使」来曰、「前右大将頼朝申
改「前大将之号」可「被」仰「大将軍」之由。仍被問「例於大外記師直、大
炊頭師尚朝臣」之处、勘申旨如此。可「賜」何号「哉」者。予申云、「惣
官、征東大將軍、近例不快「宗盛惣官、義仲征東」。依「田村磨例」、征夷
大將軍可「宜」歟」者。大藏卿同被問「別当兼光」之处、申云、「上將軍、
征夷將軍之間、可「宜」歟」之由所申也。予曰、「上將軍者漢家有「此号」。
征夷大將軍者本朝有「跡」之由。上田村磨為「吉例」。強不可「求」異朝「歟」。
同十二日、大藏卿宗頼奉「関白命」伝送曰、「大將軍号事、依「田村磨例」
可「称」征夷」。而天慶三年以「忠文朝臣」被「任」征東將軍「之時」、被「載」除
目。「養和・元暦」兩度為「宣旨」。兩様之間、宣下之例殊以不快歟。今度可
レ為「除目」歟。其条可「然」者、勅任歟、奏任歟。此「三」个条、度々之外除目
并宣下之間事、所見不「詳」之由、外記・官所申也。於「天慶」例者、為「
奏任」。而今度尚可「有」差別「哉」。且是天慶忠文、于「時」四位參議之上、大
將軍者、位在「三公」之下「云々」。仍尚勅任可「宜」哉之由、聊有「予議」歟。
予申云、「被「任」征夷大將軍「事」、今度尤可「被」行「除目」。件官可「為」奏
任「歟」。天慶例已存「之」、更不可「依」本官本位之尊卑。其身雖「為」四品、
被「任」八省卿「之時」、為「勅任」。其身雖「為」公卿、被「任」按察使「之時」、
為「奏任」。忠文依「為」四位品參議「用」奏任「歟」之由、不「存」者也。有「先跡」
之上、理致如此。但又可「在」時宜「者」。去九日、有「大將軍号」沙汰。
予申「征夷大將軍宜」之由、被「用」申旨「歟」。
今夜被「行」小除目「」
征夷使大將軍源頼朝
後聞、將軍為「勅任」云々。大外記師直申云、「大外記公忠抄物、觀察使
可「為」勅任「之由」書之。若准「之」、可「為」勅任「歟」。師尚申云、「按察使
書「勅任」之例、有「一」兩。將軍事、為「希代」之例。可「為」勅任「歟」。先是
隨「形勢」申「非」歟。雖「為」奏任、別紙何可「輕忽」哉。只可「依」旧跡并理「
也。忠文以「奏任」被「仰」了、如何。觀察使者雖「參議」・「官」也。已公卿
歟。不可「守」使字歟。按察使例、定誤「之」、以「一」兩違例、不可「用」之。

〔翻刻は、櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる ― 『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介」『明月記研究』第 9 号、2004 年より転載〕

従来、頼朝の征夷大將軍補任に関しては『吾妻鏡』が唯一の史料とされてきましたが、『山槐記』からの抜き書きである『三槐荒涼拔書要』（国立公文書館所蔵）に、建久 3 年(1192)7 月に頼朝が征夷大將軍に任じられる経緯が朝廷側で記述されていることがわかりました。その記述から以下が明らかになりました。

- ・ 寿永三年正月に木曾義仲に与えられた官位は「征夷大將軍」ではなく「征東大將軍」であった。
- ・ 頼朝が望んだ官位は「征夷大將軍」ではなく「大將軍」であった。
- ・ 朝廷は、坂上田村麻呂を吉例として「征夷」大將軍の職名を選んだ。

〔参考文献：櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる ― 『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介」『明月記研究』第 9 号、2004 年〕

■日記その 2 『玉葉』 ― 武家の盛衰を見守る公家の視線 ―

○記主：九条兼実【1149～1207】

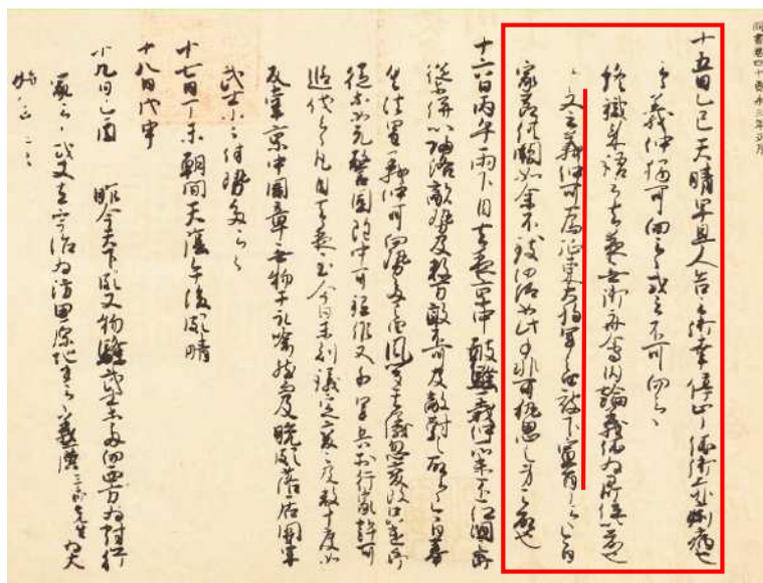
藤原忠通の三男。九条を家名とする。1164 年(長寛 2)内大臣、66 年(仁安 1)右大臣と累進した。後白河院と平氏との権力争いの中で、静観しつつけた。そのような兼実に対し、鎌倉幕府を開いた源頼朝がしだいに接近をはかり、やがて兼実自身もこれと提携するに至った。頼朝に支持された兼実は 1191 年(建久 2)には関白となった。そして翌年後白河法皇が死去するに至り、関白としての兼実の実権が確立して、その全盛期を迎えた。しかし源通親が外戚の地位を利用して政権をにぎるに及んで 96 年(建久 7)に失脚。以後は出家し隠棲生活を送った。〔平凡社世界大百科事典〕

○記録された期間：1164(長寛 2 年)～1203(建仁 3 年)〔ただし、1165(永万元年)年と 1202(建仁 2 年)

の2年分が欠落]

○特徴：兼実が平安末期から鎌倉初期にかけて朝廷の枢要な地位にあった人だけに、彼の日記は当時の政治の動きを知るための第一級史料であるが、記述がきわめて詳細であることはその価値をいっそう高からしめている。とくに平氏の台頭から独裁化への過程、その間の平氏・後白河院の対立抗争、反平氏勢力の増大、源氏蜂起に始まる治承・寿永の内乱の様相、源義仲の入京と没落、平氏族滅と源頼朝の対朝廷策等々を知る上で《玉葉》は最高の史料的価値をもつ。[平凡社世界大百科事典より]

○例文：1184年（寿永三年／元暦元年）正月15日条



〈釈文〉
十五日、乙巳、天晴、早旦人告云、御幸停止了、依御赤痢病也云々、義仲独可向云々、或云、不可向云々、隆職来語云、去夜無御齋会内論義、依為即位以前也云々、又云、義仲可為征東大將軍之由、被下宣旨了云々、今日家節供闕如、余不致沙汰、如此事非可執思之身之故也、

〔釈文は『九条家本玉葉 図書寮叢刊』宮内庁書陵部編、明治書院、1994年、県立210.42 133 1より転載〕

＜上記下線部の釈文＞

（前略）又云、義仲可為征東大將軍之由被下宣旨了云々（後略）

＜同 書き下し＞また云く、義仲征東大將軍たるべきの由宣旨を下され了ると云々。

＜同 現代語訳＞また、「義仲を征東大將軍にするようにという宣旨を下されました」と言った。

〔高橋秀樹『玉葉精読一元暦三年記』和泉書院、2013年より〕

★展示資料4：「玉葉 寿永三年／元暦元年(1184)1月15日条」『玉葉 第1（巻1～22 校訂：山田安栄等）』国書刊行会、1906年、神奈川県立図書館所蔵 210.4 3 1 10374981

寿永2年(1183)京都から平家一門を追い落とした木曾義仲は、翌寿永3年(元暦元年)1月征東大將軍に任じられます。『玉葉』には「征東」と記述されていましたが、従来『吾妻鏡』正月10日条・同20日条などの記述から、義仲が任命されたのは「征夷大將軍」であったとされてきました。近年の研究※から『三槐荒涼拔書要』にも「征東大將軍」とあり『玉葉』の記述が正しいとする説も優勢になってきました。〔※櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる ―『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介―」『明月記研究』第9号、2004年〕

清盛の時代に権勢をふるった平家一門が西国に追いやられ、掃討に当たった木曾義仲は征東大將軍に任じられるも、今度は頼朝からの追討を命じられた義経らに追われ、任命の数日後1月20日には命を落とします。上級公家として京都の朝廷にあって、武家の盛衰を淡々と見守る九条兼実の姿が日記に見えます。

現在宮内庁書陵部に所蔵されている九条家本『玉葉』は現存最古の写本です。

■日記その3 『明月記』－歌道師範と鎌倉将軍のギブ&テイクー

○記主：藤原定家【1162～1241】

○記録が残る期間：治承4年(1180)～嘉禎元年(1235)

○特徴：『明月記』自筆本は最初の草稿本をもとに、後年に何度か書写されている。しかも清書時に記事の加筆や削除をしている可能性があると考えられます。

■『吾妻鏡』編纂の原史料としての『明月記』

『明月記』は、『吾妻鏡』編纂の中心的な素材としてではなく、京都の情勢・動向を記述するための補助的な史料として使われています。使用された時期は源頼家と実朝が将軍であった1199～1219年に限定されています。鎌倉幕府の将軍と京都に在る定家は元久2年(1205)以来交流がありました(『吾妻鏡』に定家の名が初出するのは元久2年9月2日条)。実朝らの将軍記を著すに当り『吾妻鏡』の作者にとって定家の日記(明月記)は朝廷側の動静を記すための格好の素材であったことでしょう。

当時『明月記』の原本は、定家の孫にあたる冷泉為相(阿仏尼の実子)に相続されていました。為相は所領の相論などで鎌倉に滞在することが多く、その訴訟の関係、また和歌や蹴鞠の関係でも幕府の奉行人との繋がりには深かったと考えられています〔五味文彦『明月記の史料学』青史出版、2000年、p.15〕。幕府側からの依頼によるか、為相からの提供により『明月記』の内容が編纂者に伝わったと考えられます。

○例文1：明月記の文章がほぼそのまま吾妻鏡に取り入れられているのがわかります。

『吾妻鏡』元久元年(1204)正月12日条

「將軍家御読書孝経、相模権守為侍読、此儒、似無殊文章、雖無才名之誉、好集書籍詳通百家九流云々、」

『明月記』建暦2年(1212)9月26日条

「未時許、彈正大粥源仲章朝臣不慮來臨、閑談移漏、此儒、依無殊文章、無才名之誉、好集書籍詳通百家九流、不可卑、」

○例文2：将軍実朝は自らが詠じた和歌の採点を、京都の藤原定家に依頼。定家は一度ならず和歌文書を実朝に貸与したり写本を送るといった交流がありました。この例文では、定家が相伝秘蔵の『万葉集』を献上する代償に、その所領での地頭による荘園侵略の停止を実朝に要請している状況が見て取れます。

『明月記』建保元年(1213)11月8日条

「八日。天晴ル。(中略)將軍、和歌文書ヲ求メラルルノ由之ヲ聞ク。仍リテ相伝ノ秘蔵万葉集ヲ送り奉ルヲ書状ニ書キ、昨日此ノ羽林ニ付ケ了ヌ。(中略)勢州ノ地頭ノ事、年来ノ愁訴何事コレニ過ギンヤ。予モトヨリ世事ニ染マザルニ依リ、奔管セザルモ、(後略)」

『吾妻鏡』建保元年(1213)11月23日条

「廿三日。己丑。天晴ル。京極侍従三位〔定家卿〕、相伝ノ私本万葉集一部ヲ將軍家ニ献ズ。(中略)彼ノ卿ノ家領、伊勢ノ国小阿射賀御厨ノ地頭渋谷左衛門尉、非法新儀ヲ致スノ間、領家ノ所務ナキガ如シ。三品、年来ノ愁訴を為すと雖も、モトヨリ世事ニ染マザルニ依リ、此ノ事ニ奔管セズ、」(後略)」

<① 釈文>

<② 徳大寺家本写本の影印>

八日、 天晴、
 二条中将過談、南京衆徒今日進發延引、十四日云、大明神可有御進發、氏公卿可參向之由、(託ノ誤)佗廻云、又氏受領、可進兵糧米之由、同廻云、道長法印、為御使登山、且訓釈、又威伏之處、天台衆徒半承諾、隨勅定、可存檢(願)使由、大略申之、谷(願)已出証文云、於南京者、召出結構寄文法師、可給由申云、予有示付此中将事、且依其事清談也、雖恥追從、漁父之跡也、(誦ノ誤)將軍被求和歌文書之由、聞之、仍所相伝之秘藏万葉集、(奉ノ誤)奏送由書云、昨日待此羽林了、(付點)広取朝臣消息之次、下官有愁訴歎、可委承由、示送之由、先度対面之時、中将語之、依其事表此

八日 天晴
 二条中将過談、南京衆徒今日進發延引、十四日云、大明神可有御進發、氏公卿可參向之由、佗廻云、又氏受領、可進兵糧米之由、同廻云、道長法印、為御使登山、且訓釈、又威伏之處、天台衆徒半承諾、隨勅定、可存檢使由、大略申之、谷已出証文云、於南京者、召出結構寄文法師、可給由申云、予有示付此中将事、且依其事清談也、雖恥追從、漁父之跡也、將軍被求和歌文書之由、聞之、仍所相伝之秘藏万葉集、奏送由書云、昨日待此羽林了、広取朝臣消息之次、下官有愁訴歎、可委承由、示送之由、先度対面之時、中将語之、依其事表此

① 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 別巻3 翻刻明月記2』朝日新聞社、2014年より

② 尾上陽介編集、五味文彦監修『明月記 徳大寺家本 第4巻』ゆまに書房、2005年より

★**展示資料2**：「藤原定家『明月記』建保元年(1213)11月8日条」冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第58巻 明月記3』朝日新聞社、1998年、神奈川県立図書館所蔵 081.7 102 58

建保元年11月8日条は、冷泉家に残る定家自筆本からは失われ、その後半部分だけが仁和寺に所蔵されて現存しています。冷泉家の自筆本は建保元年11月については20日から残っています。11月8日条の全文は、原本が残っていた時代に作られた写本である慶長本や徳大寺家本から知ることができます。

慶長本とは、慶長19年(1614)、徳川家康の命によって洛中洛外の古記録・古典籍を筆写させ各三部作成したものを禁中、江戸、駿府へ分蔵させた中に含まれていた『明月記』で、その写本は現在国立公文書館に所蔵されています(特097-0002)。

桃山時代ごろから、「古筆切」と呼ばれる、古代中世の能書家や著名人の自筆断片が珍重され、これを収集するブームが過熱します。その中で「歌聖」とも仰がれる藤原定家自筆の日記断片や、その紙背文書に使われた西行などの書が求められ、定家から相伝された明月記の一部が冷泉家から流出する事態が起こります。現在冷泉家に残る明月記自筆本が一部断片化し、その断簡が各所に所蔵される原因がここにあります。

このような冷泉家からの典籍類の散逸を防ぐためもあり江戸時代には約100年間(寛永5年前後から享保6年まで)、同家の書庫(御文庫)は封印されました。

[藤本孝一『日記で読む日本史14 国宝『明月記』と藤原定家の世界』臨川書店、2016年より]

■日記その4『建治三年記』—吾妻鏡の空白期を埋める最古の武家日記—

○記主：三善康有(太田康有)【1228~1290】

幕府の訴訟機関である問注所の初代執事・三善康信の孫。蒙古襲来の時期の幕府で評定衆・問注所執事を務めました。

○記録された期間：1277年(建治三年)1年間にわたっているが、抄録のため68日分しかない。

○特徴：公務日記抄。『吾妻鏡』の記述が終わる文永3年(1266)7月以降の幕府の業績を知る根本史料の一つで、文永・弘安の間の緊張した時局を知ることができます。

この抄録は『吾妻鏡』編纂のための史料として幕府の関係者に注進されたものとする説もあります。

〔龍肅「建治三年記考」『国史学』(57)国史学会、1952年5月より〕

<書き下し文>

<釈文>

<p>正月小 一日 辛卯 雨雪 御参宮、巳時 供奉の五位六位騎馬 還御の後、坑飯行はる例の如し。 八日 晴 御所御方違の為に、宇津宮下野前司の亭に入御す。 今日御所西南の御門を立てらると云々。 九日 晴 未の時、御所還り御すと云々。 十一日 晴 下総守頼綱、玄蕃允倫経、御使として今夕走湯山に向かふ。衆徒の闘論の事有りと云々。</p>	<p>建治三年丁丑日記 正月小 一日 辛卯 雨雪 御参宮^{巳時} 供奉之五位六位騎馬 還御之後被行坑飯如例 八日 晴 御所為御方遠入御宇津宮下野前司亭 今日被立御所西南御門^{云々} 九日 晴 未時御所還御^{云々} 十一日 晴 下総守頼綱玄蕃允倫経為御使今夕向走湯山衆徒有闘論事^{云々}</p>
---	--

〔釈文と書き下し文は『鶴見大学紀要 第4部 人文・社規・自然科学編』通号34、1997年3月より転載〕

★**展示資料3**：三善康有著『建治三年丁丑日記 尊經閣叢刊』前田育徳會、1952年、神奈川県立図書館所蔵 地域 K24 158 50755479

三善康有自身が元の日記から一部を選んで筆写した清書本と考えられ、現存する武家日記の原本として最も古い貴重な史料です。祖父である初代問注所執事・康有も日記を残していることは、承元2年1月16日に康有の邸宅が火災で焼失した際の『吾妻鏡』の記述でわかります。

この清書本は現在、尊經閣文庫(昭和3年(1928)4月、加賀・前田家第十六代利為により、東京・駒場邸内に設立され、現在、財団法人前田育徳会が維持管理する)に所蔵されています。当初金沢文庫の蔵書で、延宝5年(1677)に加賀藩主・前田綱紀の手にわたりました。

「尊經閣叢刊」は大正15年(1926)から行われた同文庫所蔵古典籍をレプリカ出版する、前田育徳会の事業でした。この『建治三年丁丑日記』は尊經閣叢刊の66番目、その掉尾を飾る出版です。

〔参考文献：菊池紳一『加賀前田家と尊經閣文庫』勉誠出版、2016年〕

■日記その5『鶴岡社務記録』—吾妻鏡と同じ素材を用いた神社の記録か—

○記主：第19代別当頼仲か

○記録された期間：1192(年)～1355(年)

○特徴：鎌倉鶴岡八幡宮歴代社務(別当)の日記。編年日記体の体裁をとるが、後世の編纂物とされる。1192年(建久3)初代別当円暁から1355年(正平10//文和4)19代別当頼仲に至るまでの記録。成立時期、編者ともに不詳。

歴代別当の前歴、補任の年月日、在職期間、官位の昇進、社殿の修理造営、恒例臨時の仏事神事の勤行、将軍あるいは執権の参詣、天変地異から外敵襲来、国内動乱に至る重要事項が記されています。

別当の略歴、神事などの記事とあわせて、当該期の幕府や東国をめぐる政治的諸勢力の動向も記録されているので、鶴岡八幡宮の歴史だけでなく、中世東国史を知る重要史料となっている。

『吾妻鏡』と対応する時期に当たる『鶴岡社務記録』の記事全 103 条の内、『吾妻鏡』にも記載されている記事が 60 条あり、それ以外の 43 条は『吾妻鏡』に無く、『鶴岡社務記録』のみに記載されており、逆に『吾妻鏡』に記載されている鶴岡八幡宮関係の記事であって『鶴岡社務記録』に記載のないものは大量にあるとされます。

これらの状況等から、今は失われてしまった鶴岡八幡宮の古記録の断片がかつては存在し、『吾妻鏡』と本書の編纂者が各々別個に、同じソース（古記録断片）を取捨選択して記述に利用したのではないかとする説もあります。

[伴五十嗣郎「吾妻鏡と鶴岡社務記録との関係」『芸林』芸林会、1968 年 8 月（19 卷 4 号）より]
○例文：冒頭部分に欠失がありますが、建久 2 年に鶴岡若宮が焼失し、その再建が進む経緯などが記されています。[→参考画像 13（パネル掲載）：『鶴岡社務記録 甲巻』〔三館連携特別展『武家の古都・鎌倉（図録）』神奈川県立歴史博物館、2012 年より転載]

< 积文 >

(前欠)
相撲十五番。
舞童十人筥根山、御經供養。
同四日、若宮回祿。塔婆同炎上、僧坊少々焼失、自小町火出来云々。以此次上下宮所被造營也。
四月廿六日、癸卯、八幡上宮上棟云々。
八月廿七日、癸卯、若宮・熱田・三嶋諸神・廻廊等上棟。
十一月廿一日、遷宮。為御神楽宮人之曲被召下。左近大夫将監多好方云々。彼勸賞充給飛驒國荒木郷畢。樂所此時被始置之。左一者平内苻生狛盛光、右一者多左衛門尉多景節。
三・壬子。
正月朔日、修正被始之。七ヶ日。
三月三日、如例。
八月十四日、放生會、相撲内取。
十六日、馬場儀式、相撲十人、自京下向云々。

[积文は『神道大系 神社編 20 鶴岡』神道大系編纂会、1979 年より転載]

Ver.2.0 20170129

著わされた鎌倉

その土地の風土や歴史を記したものに地誌といます。日本における最古の地誌は、和銅6年(713)に編まれた風土記とされています。その後も官撰・私撰の地誌が多く編まれました。我々は、その地誌を読み解くことにより、往時の地域の姿を思い浮かべることができます。

時の移ろいの中で、鎌倉は政権の所在地や観光地など、様々な性格を有した地域です。このような性格を有する故か、鎌倉は地誌・紀行文などの題材として多く取り上げられます。ここでは、明治政府の皇国地誌編纂事業と、水戸黄門が著した「新編鎌倉志」を紹介します。

□皇国地誌編纂事業

明治政府は、国の基礎づくりとして、皇国地誌という全国規模の地誌の作成を企図しました。皇国地誌とは、郡誌・村誌・州誌の総称です。

明治5年(1872)に開始された同事業は、政府が府県に町村の調査をさせ、郡誌・村誌を提出させるという方式でした。しかし、府県における作業遅滞、予算問題、事業推進者の死亡などの諸問題が重なり、明治26年(1893)に未完のまま終焉を迎えることとなりました。

府県から提出された群誌・村誌や、同事業の関係資料は、帝国大学(現、東京大学)で保管されていましたが、関東大震災によってその大半が焼失してしまいました。これらの資料は明治初年の地域の姿を著したものに、焼失がくやまれます。

明治5年	9月24日	皇国地誌編纂を太政官正院地誌課でおこなう旨を布告
	10月4日	太政官正院地誌課は太政官正院外史の所管となる
明治7年	4月25日	皇国地誌編纂の費用として各府県に1ヶ年700円を支給
	8月30日	正院外史地誌課は内務省地理寮の所管となる
明治8年	6月5日	「皇国地誌編輯例則并着手方法」布告
	9月20日	内務省地理寮地誌課は太政官正院修史局の所管となる
明治10年	1月18日	太政官正院修史局が廃止
	1月27日	太政官に修史館が設置
	12月8日	太政官修史館中の地誌編纂事務が廃止
	12月26日	内務省地理局に地誌課設置
明治17年	7月9日	明治18年度以降の地誌編纂事業は内務省が直接行う旨を布告
明治23年	9月	地誌編纂・地図調整事業は帝国大学に移管
明治26年	4月10日	史料編纂掛の事業が停止
大正12年		関東大震災により地誌編纂関係の資料の大半が焼失

「皇国地誌編輯例則并着手方法」に定められた村誌の記述項目

村名／疆域／幅員／管轄沿革／里程／地勢／地味／税地／飛地／字地／貢租／戸数／人数／牛馬／舟車／山／川／森林／原野／牧場／鉱山／湖沼／道路／堤塘／港／出崎／島／暗礁／灯明台附灯明船／滝／温泉／冷泉／公園／陵墓／社／寺／学校／町村会所／病院／電線／郵便所／製糸場／大工場／古跡／名勝／物産／民業

『法令全書』第8巻-1(原書房、1975)



「皇国地誌編輯例則并着手方法」を府県に達し、統一的な地誌の作成を目指し

た。しかし、府県・町村から提出された郡誌・村誌は体裁が区々で、同事業が未完のまま終焉を迎える一つの要因となりました。

□「鎌倉郡村誌」

「鎌倉郡村誌」は、関東大震災の焼失から難を免れた貴重な資料の一つ（他に焼失を免れたのは福島県岩城郡）です。現在、原本は、東京大学総合図書館に所蔵されています。この資料は4冊からなり、鎌倉郡89町村が収載されます。

神奈川県内で唯一、「郡」という纏まった形で残存している村誌であり、県内における皇国地誌事業の一端を垣間見ることができる貴重な資料といえます。

【表1】は、「鎌倉郡村誌」の各村別の記載項目を一覧にしたものです。この一覧からは、鎌倉郡という県内の限られた区域においても、統一的な村誌が作成されていないということが指摘できます。

「鎌倉郡村誌」は、神奈川県図書館協会より『神奈川県皇国地誌相模国鎌倉郡村誌』（神奈川県図書館協会、1991）【K08-0-0001】として復刻刊行されています。

□水戸黄門が著わした鎌倉

水戸黄門こと第2代水戸藩主徳川光圀。光圀は鎌倉を訪れ、その時の記録を残しています。

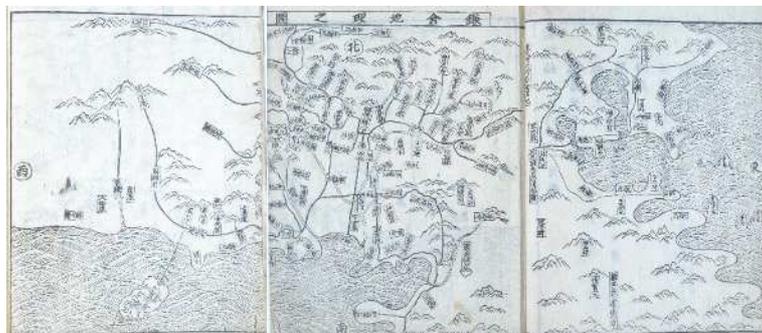
光圀一行は、延宝2年（1674）5月2日から同月9日の7日間にわたり鎌倉・江ノ島・金沢の名所旧跡を巡りました。その時の記録が「鎌倉日記」です。同書の特長の一つは「万葉集」「東鑑」などの文献32点が引用されており、学術書という一面も有していることがあげられます。

「鎌倉日記」の上梓後、光圀は鎌倉のさらなる調査を藩士河井恒久に命じました。その調査の結果として編まれたものが「新編鎌倉志」です。同書で引用された文献は119

点にのぼり、「鎌倉日記」の引用数をはるかに超えます。引用文献の数からは、光圀の同書に対する意気込みがうかがえます。同書は、現在でも江戸時代の鎌倉を知る上で基本文献の一つとされます。なお、『大日本地誌体系 新編相模国風土記稿』第6巻（雄山閣、1972）【K291-0-0007】には、その全文が復刻刊行されています。



「鎌倉日記」
相模国・武蔵国各郡文書 2199303396



「新編鎌倉志 1」
神奈川県立図書館蔵 k291.4.26 50310291

歩いて知る鎌倉

魅力的なスポットが多い鎌倉ですが、その中でも特に2つのスポットを御紹介します。

□文化都市としての鎌倉 ～スポット紹介の前に～

鎌倉幕府滅亡後、歴史の表舞台から姿を消していた鎌倉ですが、江戸時代には早くも再注目されました。『新編鎌倉志』（左パネル参照）や『鎌倉物語』中川喜雲著（ケース内）といった案内書が出ると、江戸町民の懐古趣味にともなって遊覧に訪れる地となっていきます。幕末には外国人の遊歩区域内にもされ、外国人も訪れるようになると海外にも紹介されていきます。

海水浴・別荘地としての鎌倉

明治13年、ドイツ人医師エルヴィン・フォン・ベルツがこの地を「海水浴場として最適」と評したことから、海水浴場開設に至ります。海水浴は、当時もっとも新しい健康法で、明治20年には由比ヶ浜に西洋式保養施設「鎌倉海浜院」が開設され翌年に「鎌倉海浜院ホテル」となる頃には、ハイカラな海水浴が上流階級に受け入れられて普及していきます。



さらに、鉄道の開通などで利便性が増すと、各界の名士が別荘を建てる「別荘ブーム」が起き、「別荘族」という言葉が生まれました。そして、更に鉄道・自動車道により東京都の時間的距離が縮まると、移住者が増えて東京近郊のベッドタウンとなっています。



そうした状況から生まれたのが「東洋のビバリーヒルズ」とも呼ばれた「鎌倉山」の高級住宅地です。鎌倉山は鎌倉の高級

なイメージを定着させました。



『健康住宅地鎌倉山御案内』

裏面地図

鎌倉山風景〔絵葉書〕

(出版)見晴亭

上) 旭丘ヨリ富士ヲ望ム

下) 鎌倉山ロッヂ

□スポット1：鎌倉文学館 ～文士が愛した鎌倉～

こうした「文化的」「高級」なイメージに多くの文人たちも引き寄せられました。
鎌倉文士です。

『文士の愛した鎌倉 古都に咲いたやわらかな文化をめぐる』（文芸散策の会編 ケース内）には 20 人の、『現代鎌倉文士』（鹿兒島達雄著）には 26 人の鎌倉文士が紹介されていますが、そんな鎌倉の地にあるのが鎌倉文学館です。



2017年1月17日撮影

建物は、加賀前田家の別荘として昭和10年に建てられた「長楽山荘」を改修したもの。

開館は昭和60(1985)年。

現在は「收藏品展 作家と歩く鎌倉 その1 雪ノ下・浄明寺方面」を開催中。4月16日(日)まで

開館時間：9:00～16:30(2月まで) 9:00～17:00(3月～4月)

〒248-0016 神奈川県鎌倉市長谷1-5-3

交通 江ノ電：「由比ヶ浜駅」下車、徒歩7分。

バス：JR鎌倉駅東口1番、6番乗り場からバス乗車、「海岸通り」下車、徒歩3分。

入館料：一般 300(210)円、小・中学生 200(50)円

()内は20名以上の団体料金

スポット 2：神奈川県立近代美術館鎌倉

～現代日本の美術館の源となった鎌倉～

太平洋戦争終戦のわずか 6 年後、平和条約により日本が主権を回復する実に一年前の 1951 年に開館したのが、神奈川県立近代美術館です。

坂倉準三の設計によるこの建物は、日本初の「近代」を名に冠する近代美術館であり（東京・京橋の国立近代美術館の開館は翌年）、世界でも初めての、建物から近代美術館のために作られた美術館でした。

（1929 年のニューヨーク近代美術館、1942 年（正式開館は 1947 年）のパリ国立近代美術館はいずれも既存の建物を利用）

“いうならば「身も心も」、コンテナもコンテンツも、まるごと「近代美術館」である施設としては、大げさかもしれないが、人類史上初の全てが「近代」のための空間”と神奈川県立近代美術館館長の水沢勉は書いています。（『鎌倉からはじまった。「神奈川県立近代美術館鎌倉」の 65 年』神奈川県立近代美術館編）



2017 年 1 月 17 日撮影

設計者の坂倉準三は 20 世紀を代表する建築家ル・コルビュジェのもとに学び、1937 年にはパリ万国博覧会日本館でグランプリを獲得した人です（同じくル・コルビュジェのもとに学んだ前川國男は、神奈川県立図書館（昭和 29（1954）年開館）を設計しました）。

現在は老朽化と国史跡に指定された鶴岡八幡宮境内では史跡にそぐうもの以外の現状変更が認められず、美術館として改修することは困難であるため閉館されていますが、源平池（西側）と近くの喫茶店から、池に映るその外観を眺めることができます。

※県立近代美術館としては、鎌倉別館と葉山館の 2 館体制で継続

□その他のスポット

鎌倉は、鎌倉幕府が置かれた歴史的都市であり、多くの神社・仏閣があり、また多くの文人に愛された文化都市でもあります。この、多くの側面を持つ鎌倉をより深く知るための本、実際に鎌倉を訪れてその魅力を体験するための本を紹介します。

机上にありますので、実際にお手に取ってご覧ください。

ミステリアス鎌倉

- 『鎌倉ミステリー紀行』斎藤栄著 かまくら春秋社 1993年
『鎌倉謎とき散歩 古寺伝説と史都のロマンを訪ねて 改訂新版』湯本和夫著 広済堂出版1996年
『古都鎌倉ミステリー旅 歴史の謎・怪異・ロマンを訪ねて』吉田憲右著 コスミック出版2002年
『鎌倉謎とき散歩 ビジュアルガイド版 目からウロコの歴史エピソード! 歩ける地図&花ごよみ&グルメ情報付き』湯本和夫著 広済堂出版 2007年
『鎌倉歴史とふしぎを歩く』大貫昭彦著 有楽出版社 2008年
『鎌倉謎解き街歩き 知れば楽しい古都散策』原田寛著 実業之日本社 2014年

定番! 神社・仏閣・旧跡の鎌倉

- 『鎌倉ソコココ』清田義英著 神奈川新聞社 2015年
『御朱印でめぐる鎌倉の古寺 三十三観音完全掲載版』地球の歩き方編集室著
ダイヤモンド・ビッグ社 2012年
『ガイドブックに載らない北鎌倉の神々』北鎌倉湧水ネットワーク企画・編集 夢工房 2008年
『古い鎌倉、新しい鎌倉 八百年の歴史と今を散策する』徳間書店 2002年
『いご鎌倉 武家の都の祈りと美』新潮社編 新潮社 2010年
『鎌倉の秘道 切通し・やぐら・花の寺』中野正皓著 日本写真企画 1999年

グルメから小物まで。今を楽しむ鎌倉歩き

- 『プチ贅沢な旅5 鎌倉』ブルーガイド編集部編 実業之日本社 2009年
『鎌倉を極める! 老舗の味、名店の逸品料理を満載、グルメ&お買い物完全ガイド』アспект
2013年
『鎌倉本 今まで無かった鎌倉を愛する街ラブ本。この街には憧れのすべてがある。』柘出版社
2016年
『トラベラッコ! 鎌倉』JTBパブリッシング 2012年

知る人ぞ知る鎌倉

- 『鎌倉の地元遺産100』鎌倉地元民の会編 毎日新聞社 2014年
『ないしょにしておきたい鎌倉』原田寛著 講談社 1999年
『ジョージ・カックルの鎌倉ガイド』ジョージ・カックル著 パルコエンタテインメント事業部
2016年

これであなたも鎌倉博士！？

スポット紹介以外にも、鎌倉を知る本いろいろ

手に取れる本が用意してありますので、そちらで実際にご覧ください。県立図書館所蔵の本ですので、展示が終わった後も、神奈川県立図書館でご覧いただけます。

吾妻鏡を読みたい！というあなたのために

『吾妻鏡 現代語訳 1』五味文彦・本郷和人編 吉川弘文館 2007年(全17冊中第1巻のみ展示)
さらに興味が出たなら

『「吾妻鏡」を歩く 鎌倉の中世史探訪』末広昌雄著 岳書房 1988年

入門から

『鎌倉入門 日本人の原風景3』伊藤玄二郎・池田雅之編著 かまくら春秋社 2016年
更に詳しく

『鎌倉なるほど事典』楠本勝治著 三浦勝男監修 実業之日本社 2002年

『鎌倉史跡事典』奥富敬之著 新人物往来社 1997年

『鎌倉観光文化検定公式テキストブック 新版』かまくら春秋社編 鎌倉商工会議所監修
かまくら春秋社 2011年

英語で鎌倉を紹介

『Guide to Kamakura』大野あけみ著 かまくら春秋社出版事業部 2014年

パネル解説文関連資料

『文士の愛した鎌倉 古都に咲いたやわらかな文化をめぐる』文芸散策の会編 JTB 1997年

『現代鎌倉文士』鹿児島達雄著 かまくら春秋社 1984年

『鎌倉文学散歩〔2〕雪ノ下・浄明寺方面』鎌倉文学館編 鎌倉文学館 1997年

『鎌倉からはじまった。「神奈川県立近代美術館鎌倉」の65年』神奈川県立近代美術館編
Echelle-1 2016年

第5回 神奈川県立図書館・公文書館共同展示「鎌倉再発見」展示資料リスト

① 神奈川県立公文書館担当 展示資料

No.	資料名	年代	西暦	展示状態	出典等
1	『新刊吾妻鏡』巻 21 建保元年(1213)11月23日条	寛文元年	1661	原資料	神奈川県立図書館所蔵 地域 K24 22 1 常置(50025733)
2	藤原定家『明月記』建保元年(1213)11月8日条(冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第58巻 明月記3』朝日新聞社)	平成10年	1998	図書	神奈川県立図書館所蔵 081.7 102 58 (21033048)
3	三善康有著『建治三年丁丑日記 尊經閣叢刊』前田育徳會	昭和27年	1952	図書	神奈川県立図書館所蔵 地域 K24 158 常置(50755479)
4	玉葉 寿永三年／元暦元年(1184)1月15日条『玉葉 第1(巻1～22校訂:山田安栄等)』国書刊行会	明治39年	1906	図書	神奈川県立図書館所蔵 210.4 3 1 常置(10374981)
5	六波羅下知状 承久3年(1221)10月8日	承久3年	1221	パネル	神奈川県立公文書館所蔵資料 「中世諸家文書」2200930515
6	御成敗式目(貞永式目)天正2年写本	天正2年	1574	原資料 パネル	神奈川県立公文書館所蔵資料 「中世諸家文書」2200930502
7	阿仏尼筆国柄絵 吾妻ノ国鎌倉物語	不詳	不詳	原資料	神奈川県立公文書館所蔵資料 「中世諸家文書」2200930522
8	融覚(藤原為家)譲状(阿仏尼宛)文永10年7月24日『冷泉家時雨亭叢書 第51巻 冷泉家古文書』朝日新聞社	平成5年	1993	図書	神奈川県立公文書館所蔵図書 刊行物 G27-0-0169
9	いさよひの記(十六夜日記) 『扶桑拾葉集抜書二』	不詳	不詳	原資料	神奈川県立公文書館寄託資料 武蔵国橋樹郡北綱島村飯田家文書 2200810734
10	鎌倉日記 乾坤	延宝3年	1675	原資料	神奈川県立公文書館所蔵資料 「相模国・武蔵国各郡文書」 2199303396
11	新編鎌倉志	貞享2年	1685	原資料	神奈川県立図書館所蔵 地域 K291.4 26 1 常置(50310408)
12	新編鎌倉志 巻1	貞享2年	1685	原資料	神奈川県立図書館所蔵 地域 K291.4 26 9 常置(50310291)

② 神奈川県立図書館担当 展示資料

No.	資料名	年代	西暦	展示状態	出典等
1	『鎌倉物語 巻1～5』中川喜雲著 須原屋茂兵衛出版	宝暦2年	1752	原資料	神奈川県立図書館所蔵 請求記号<K291.4 51 a 常置>(50310622)
2	『健康住宅地鎌倉山御案内』鎌倉山住宅地株式会社編 鎌倉山住宅地	昭和9年	1934	原資料	同上 請求記号<K67.4/4 常置>(50410802)
3	『鎌倉市史 続篇 第7巻 近代通史篇』鎌倉市市史編さん委員会編、吉川弘文館	平成6年	1994	図書	同上 請求記号<K21.4/4-②/7 常置>(60086378)
4	『鎌倉江の島名所図絵』(昭和初期旅行案内地図パンフレット)	大正6年	1917	原資料	同上 請求記号<K291/367/①*15 常置>(50307768)

相鉄線「二俣川駅」下車

北口より徒歩17分

または相鉄バス「運転試験場循環二俣川
駅北口」行き「運転試験場」停留所から
徒歩3分



神奈川県立公文書館

〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-6-1

電話 045-364-4461 (資料課) FAX 045-364-4459

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f1040/>